



2021年5月21日

各 位

埼玉県朝霞市栄町三丁目7番27号  
テイ・エス・テック株式会社  
代表取締役社長 保田真成  
(コード番号：7313 東証第一部)  
問い合わせ先：  
総務部長 郷間良俊  
電話番号 048(462)1121

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月21日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の当社第75回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2021年2月19日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、2021年6月25日開催予定の当社第75回定時株主総会での承認を条件に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定しております。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条第2項の内容を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ています。
- (3) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第33条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条および第39条を削除するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2021年6月25日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. 会計監査人</li></ol> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</li><li>3. 会計監査人</li></ol> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、<u>取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第10条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第9条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条～第16条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>② (条文省略)</li><li>③ (条文省略)</li></ol> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>② (現行どおり)</li><li>③ (現行どおり)</li></ol> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとす</p>

(新設)

第21条～第23条 (条文省略)

(新設)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条～第26条 (条文省略)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 (条文省略)

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

る。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第20条～第22条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条～第26条 (現行どおり)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 (現行どおり)

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u>  <u>第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を定めることができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 計算</p> <p>第37条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第32条 (現行どおり)</p>

<p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第40条 (条文省略)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第75回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

以上